

様式第 4 号（第 13 条第 2 項関係）

発第 号
年 月 日

様

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会長 印

文書開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示申出のありました文書については、14 日以内に開示又は不開示の決定をすることができないため、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会情報公開規則第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり決定期間を延長することとしましたので通知します。

文書の名称又は種類	
開示申出書受付年月日	年 月 日
期間延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当部署	総務課総務担当 電 話（0 5 6 5）3 4 - 1 1 3 1

備考 開示又は不開示の決定については、別途通知します。